

赤星

THE SEKISEI (RED STAR/ROTE STERN)
編集 共産主義者同盟 (DER BUND DER KOMMUNISTEN)

No. 69

(通巻411号)

2008年5-6月

本号 400 円

発行所 蜂起社

東京都江東区大島3-9-25

TEL 03-5626-8262

発行人 南 安明

(隔月発行)

年間購読料 1部 3000 円 (送料込)

<振替> 00120-2-1512 蜂起社・南安明

Down With G8! Stop 改憲! ANTI-GLOBALISMでG8粉碎へ!



5.3 自由と生存のメーデー

SHUT DOWN G8

貧困と不安定雇用と社会的排除 に抗議する反G8行動

- 6月28日(土) PM1 東京直前行動・分科会 新橋区民会館
- 6月29日(日) PM2 デモ 新宿・柏木公園
- 7月4日(金) - 9日(水) 反G8北海道現地行動

呼びかけ・「G8サミットを問う連絡会」貧困・労働ワーキンググループ

7月北海道洞爺湖 G8サミット粉碎! Change the World!

7月7日-9日に北海道洞爺湖でG8サミット（主要国首脳会議）が開催されようとしている。G8はグローバルなまでに暴利をむさぼる帝国主義の愚かな下僕たちが不公正で不平等な「いびつな世界」を維持するための会議だ。

圧倒的多くの「持たざる者」が貧困に苦しみ、世界の5人に1人が飢餓状態の極貧生活を余儀なくされている中で、特定の豊かな国G8のしかもその内の一握りの「持てる者」が富を独占し世界を思うままに支配している。それが今日の資本主義・グローバリゼーションの仕組みである。G8はいわばその「いびつな秩序」を押し付けようとする頭目どもの集まりなのだ。

だが、こうしたグローバリズムと貧困・社会的排除を拡大する新自由主義によって最も犠牲を被り——全ての人に平等に保障されなければならぬ権利を奪われ——困窮している「持たざる者」・プロレタリアは、世界中で「もう、たくさんだ!」と怨嗟の声をあげ、国境を越えて連帯し始めていく。

G8は、時代錯誤の嚴重な警備態勢の中で、警官による威圧と強権に守られ、誰にも期待されず歓迎されもしない、黄昏の政治ショーにすぎない。「地球温暖化、環境問題」で「偽装」しようとするG8の従来の手法も底が割れてしまった。G8の「賞味期限」はとっくに切れているとこ下ろされる他ない。「経済成長によって

大企業が利益を得、その恩恵のしづくが国民一人一人に滴り落ちる」という新自由主義のシェーマもすでに破綻し幻想だったことが明らかになった。「弱肉強食」「命よりカネ」のルールによって貪欲な競争に駆り立て、「持たざる者」の目と耳と声を塞いでいるグローバリズムとG8は幕を閉じるか粉粹されるべきだ。

誰かを犠牲にして成り立っている「繁栄や平和」はフェア（公正）じゃない。「持たざる者」が虐げられる競争社会は不公正・不平等だ。「搾取と抑圧」「貧困と隸属」「階級と戦争」に「もう、たくさんだ!」と異議申し立てをし、抵抗することは、私たちの「生きるために権利」なのだ。私たちが求めているのは、恩恵や施しではない。全ての人に保障されるべき平等で公正な権利であり、それが膏かされている現実に目を背け、おしゃ黙っていることはできないのだ。

グローバリズムへの怒り・抵抗の火種は、世界中で確実にくすぶり続けている。それがやがて野火のように燃え広がりグローバリズムを焼き尽くす日が来るにちがいない。「現代社会の最下層であるプロレタリア」（マルクス）の深部に宿った怒りと国境を越えた連帯を拠り所に、反帝一反グローバリズムと新しい国際主義の旗を掲げ、「希望のインターナショナル」を立ち上げよう。「越せぬ壁はない。開けられぬ扉はない。崩せぬ壁はない」（サバティスク）。

反G8闘争が、何年か後、反グローバリズム運動のうねりの始まりだった、と言われるような闘いにしよう。反G8で左翼は存在感を示せるかが問われる。反グローバリズムのうねりを起こす、そのための政治的イニシアティブをオーガナイズできるかどうかで、左翼の存在価値は決まるといえる。

変革を望むプロレタリアは、国境を越えて連帯する。さえぎる壁を乗り越えて、燃え上がり怒りのレジスタンス! 世界は変えられる! 希望は取り戻せる!

草の根のうねりで 9条改憲阻止を!

憲法改悪（改憲）が政治日程にのぼる中で、その企て、とりわけ9条改憲を阻む闘いは、いよいよ正念場を迎える。今こそ、「戦争への道（参戦國化）」を許さないという立場に立つ全ての人びとが力を合わせ反改憲運動の草の根のうねりを起こすべき時だ。

5月3日、憲法記念日の朝日の社説は「前のめりでも言うべき改憲気分はすっかり鳴りを潜めている。……世論も冷えている。改憲の旗振り役をつとめてきた読売新聞の調査では今年、93年以降の構図が逆転し、改憲反対が賛成を上回った。朝日新聞の調査でも9条については改正賛成が23%に対して、反対は3倍近い66%だ」と述べている。

だが、改憲反対の世論を大きく強くしていくには、矛盾を矛盾として直視せず「護憲」という建前にすがってきた今までの国民主義的な論理の弱さを補うことが必要だ。9条がいかに崇高な理念であったとしても、それを実現しようとする「不断の努力」（憲法12条）を怠り行動が伴わなければ、現実と乖離しやがて錆付き劣化せざるを得ない。

とりわけ「9条自体が実は1条を残したことによって蝕まれてきた、空洞化してきたという面を直視することが必要」（高橋哲哉）である。天皇を戦犯として裁かず戦争責任を免罪して「象徴天皇」（1条）としたことと「戦争放棄」（9条）の再軍備禁止は、セットだったのである。それが今日でも日本政府や右翼政治家が過去の侵略戦争を認めたがらないばかりか正当化あるいは改ざんするいびつな歴史認識につながり、朝鮮・中国・アジア諸国の怒りをたたかれてきた背景になっている。

しかも戦後憲法の作成過程で当時のGHQのマッカーサーは、9条による日本「本土」の軍事的空白を、沖縄に米軍基地を確保することで十分に埋められる、と考え、1946年4月の戦後初の憲法制

定のための選挙において沖縄民衆の参政権を停止（剥奪）したのである。

田中伸尚は、『憲法九条の戦後史』（岩波新書）で、9条の背景に沖縄の「切り捨て」「沖縄の軍事基地化」があったことを指摘、「46年6月から第90回帝国議会で始まった憲法改正案の審議は、旧植民地出身者と沖縄の人びとが排除されたまま進められた。しかしこの事実に当時の『本土』社会はほとんど気づかなかった。」

「マッカーサーが沖縄の軍事占領と日本『本土』の非軍事化、つまり九条とを関係づけて捉えていたのは確かである。」「沖縄の長期軍事占領と『平和憲法』、なんなく九条が絡みあって」たと述べている。46年から60年以上経た今日においても戦後憲法制定過程から沖縄が「切り捨て」られ排除された事実に「本土」側はいまだに気づかない。それが日米安保の要石とされ米軍基地の重圧に苦しんでいる沖縄の人びとの窮状に窮屈で見て見ぬ振りを続けていることにつながっていると言える。

こうした9条と天皇、沖縄との関係を直視し、いわば「負の要素」を反転させようとすることが契機（モーメント）になって、9条の劣化をくい止めポジティブなパワーを生み出すことが可能になる、という考え方、「弱さ」を補ってこそ「強さ」は生まれる、という見地に立つべきなのではないか。

社・共などの政党や労組、「護憲派」にはもはや従来のように反改憲運動を引っ張っていくリーダーシップはない。古臭い上からの統一戦線ではなく、草の根のうねりを起こさなければ60年安保闘争のようなダイナミズム、1プラス1が2ではなく4にも5にもなりうるという草の根のパワーは生み出せない。発想の逆転をもたらすイニシアティブこそ求められている。「9条改憲を許さない！」 6・14フェスタへ！

反改憲のポリシー

国民主義の「護憲」ではない反改憲論

<2008年改訂版>

いま憲法改悪（改憲）が政治日程にのぼり、その企てを阻む闘い、違法改悪反対運動は、正念場を迎えている。

戦争の惨禍を再び繰り返さないという立場に立つ全ての人々が力を合わせこそ反改憲運動のうねりを起こす時だ。私たちは、こうした危機感を共有した上で、「護憲」ではない「反改憲」の私たちの基本的コンセプトを提起し、「護憲か改憲か」という選択肢しか示せない閉塞した今日の政治的枠組み（パラダイム）や思考方法を根本から転換する反改憲運動のポリシーを明らかにしたい。

（本稿は昨年の論文に加筆した2008年改訂版である。）

（1）改憲の狙いと反改憲の課題

●なぜ今、改憲なのか。戦後の現憲法（日本国憲法）の基本原理である①国民主義（象徴天皇条項）、②基本的人権の保障、③戦争放棄および戦力不保持・交戦権否定（9条）を大きく変更し改悪しようとする改憲の企みとは、その最大の狙いはどこにあるのか。それは紛れもなく第9条「戦争放棄および（2項の）戦力不保持と交戦権否定」の原理（理念）に基づいた「戦後レジーム（体制）」の制約から脱却し、日本をより新自由主義と国家主義の方向に、つまり「参戦国化」してグローバル資本の権益を守るために自衛隊の海外派兵を正当化できる憲法に改悪することを最大の目的としている。改憲の動きはこのような資本主義・グローバリズムの安定した社会秩序と国際秩序を守るという意図に沿った政治的企みに他ならないのである。

●グローバル資本の経済活動にとって政治・社会秩序の安定は不可欠の条件である。社会秩序は人々の意識状況に基づくものであり、「失業・貧困・社会的排除」の増大や貧富の格差の広がり、階層分化によって、生活に困窮する人々が増えること、つまり多くの人に大きな苦痛が強いられていると感じさせることは、社会を分裂させ秩序を崩壊させかねない深刻な危機をもたらす。こうして保守政党や支配階級は、新自由主義・グローバリズムを推し進めるために既存の社会秩序に代わる新しい国民統合の社会秩序システムを構築することを迫られているのである。

●改憲を企てる最大の狙いが、「冷戦」構造終焉後の今日、世界を席巻するグローバリズム・新自由主義の方向に合わせて、現憲法

の9条をターゲットにしつつ、平和理念や自由権・平等権・社会権（生存権）などの基本的人権の保障の原理を全面的に改悪するところにある以上、9条改悪の阻止を政治焦点化することができるかどうかが、憲法改悪反対運動の鍵を握っているのである。

したがって、反改憲運動は、単に「戦前への回帰、国家主義や徵兵制の復活」に反対するという次元にとどまることはできない。日本を「参戦国化」しようとする改憲の企てとは、グローバル資本・多国籍企業の世界的規模での権益を守るために自衛隊の海外派兵一武力行使ができる憲法に改悪し、二度と戦争の惨禍を繰り返さないことを基本理念にした「戦後レジーム」の制約からの脱却を意図しているからである。

私たちは、何よりもまず戦争を抑止する世論を形成できないまま侵略に駆り立てられた過去の過ち、戦争の惨禍を二度と繰り返さないために、大きな犠牲を出して学んだ歴史の教訓を忘れず、9条改憲を阻止することを、反改憲運動の基本的なコンセプトにしなければならない。9条改憲阻止に焦点を絞り、これを最大の攻防環にすることによって改憲反対のうねりを起こしていくことである。

●かつて日本の侵略戦争一植民地支配の犠牲を被った歴史をもつ朝鮮・中国・アジアの民衆は、参戦国化を企てる改憲の動きに対して、警戒のまなざしを向け、強い危惧を抱いている。私たちは、こうしたアジアをはじめ全世界のプロレタリア民衆と結びつき「国境を越えた連帯でグローバリズムに抵抗する」という反グローバリズムの視座とポリシーを、反改憲運動のアジア規模のうねりを生み出すために連携させてゆくべきだろう。まさに国民主義のパラダイムに呪縛されてきた「護憲」の立場とは一線を画した「新しい国際主義」に基づいたアジア民衆と連帯する「反改憲」のイニシアティブが求められているのである。

●だが、ここで反改憲運動が留意しなければならないことは、このような訴えが人々の心に届き、改憲反対の世論を多数派へと形成していくことは容易ではないということである。ということは、もともと国民国家を枠組みとして成立している民主主義制度や人権概念自体は、国家意識としてのナショナリズムと深い関係にあるからだ。愛国心の注入などイデオロギー的国民統合の強化を優先させる頑迷さを特徴としている日本の保守勢力は、偏狭なナショナリズムを外交領域だけでなく、戦後の憲法体制を覆すために利用しよう

としているからである。

国家意識や国民主義に基づいた理念は、権利や自由といった普遍的な問題を絶えず国民国家的枠組みに囲い込み、国民統合や国民的一体感を越える視点を閉ざしてしまう。例えば、軍隊なくして外国の攻撃から自国の安全は守れない、といった単純で伝統的なナショナリズムを暗黙のうちに受け入れるような言説である。

このような言説が生み出す「国民的視野狭窄から逃れることは容易ではない」（碓井敏正『グローバリゼーションの権利論』明石書店）。国民国家や国益といったパラダイムに回収されないインターナショナルな政治関係・国際関係を追求しようとする知的営為こそが求められているのである。

●戦後良心的知識人を代表する一人である丸山真男は、かつて「正しい意味でのナショナリズム、正しい国民主義運動が民主主義革命と結合しなければならない」と述べた。しかし、丸山が「正しい」とした「ナショナリズム」や「国民主義」といった原理が、はたして戦後の民主主義や平和憲法の理念をどれだけ「現実化」してきたのだろうか。現在憲法を巡って「護憲か改憲か」という国民主義的なパラダイムに囚まらない「反改憲」の論理が問われている時、丸山の思想に体現された脆さ・欺瞞性を直視する必要があると考える。自分と自分が愛する家族や友人だけとの利己的な関係に閉じこもり、その安全が「祖国の、または社会秩序の安全」に依存する場合、「祖国および郷土への愛」は、現実的な関係を越えて仮想的な「偏愛」となる危険性を孕む。その場合、「愛国心」は、他国への偏見を生み、憎悪や敵意、排他性を増幅させ諸国民との不和・対立の源となる危険性を孕む。その場合、「愛国心」は、他国への偏見を生み、憎悪や敵意、排他性を増幅させ諸国民との不和・対立の源となる危険性を孕む。その場合、「愛国心」は、他国への偏見を生み、憎悪や敵意、排他性を増幅させ諸国民との不和・対立の源となる危険性を孕む。

●この結果、自国民に対しては守られる公正・平等の原則や「平和・人権・民主主義」といった現憲法の理念が、他国民に対しては適用されず守られなくなる。国際法がしばしば躊躇されるのはこのためである。

●このような現実を冷静に直視することを怠るならば、「平和・人権・民主主義」といった現憲法の理念さえ危機にさらすことになるであろう。その理由は、「日本社会の特質と政治的伝統、具体的に言えば、国家一国民関係を権力的関係においてとらえる意識の低さにある。その背景には、歴史的な事情もあるが、現在でもあまり変わらない日本国家の单一民族的性格、日本民族の同質的性格、そこから来る共同体意識、仲間意識の強さ、それと裏腹の関係にある

個人の主体性・自律性の欠如などがある。（中略）その意味で、日本ほどナショナリズムにとらわれやすい国はないといえる」（碓井敏正・前同17頁）からであり、それが人権の発展を妨げ、社会的公正を阻害してきたからである。

こうした戦後日本の社会的特質や政治的体質に対する批判的問題意識が希薄であったゆえに、「平和憲法」をドグマ化してきた「護憲」の論理は、日米安保体制下での軍事大国化・参戦国化という現実を見ず平和主義の欺瞞しか組織しえなかつたのである。

（2）天皇の戦争責任を不間に付した戦後憲法の欺瞞性

●過去のナショナリズム・国家主義によって侵略戦争に駆り立てられていった「負の歴史」に向かい、再び戦争の惨禍をもたらす同じ過ちを繰り返さない、という歴史から学んだ教訓が、敗戦国日本の新憲法制定の基本理念に据えられねばならなかった。何よりも「国際社会において、名誉ある地位を占め」（日本国憲法前文）るには、日本が侵略し植民地支配した朝鮮・中国や東アジア諸国との信頼の回復が避けて通れない課題としてある以上、それは不可欠だった。だが敗戦国日本の最高の戦争責任者であり最も重い戦争犯罪者であった天皇（ヒロヒト）が生き延びることができ、戦後憲法体制の下で「象徴天皇」として残ったのは何故か。「天皇の戦争責任」を不間に付し免除した結果、戦後日本が「平和と民主主義」をうたい制定した現憲法は、1条から8条の「象徴天皇」として天皇（制）を存続させたのである。このことをどう捉え返すべきか。

●米国（マッカーサー）は対日占領政策上、天皇を利用すべきと考えた。またソ連（スターリン）は「天皇制がある限り日本が米国の51番目の州になることはない」（スターリン文書）と考えたため、天皇制存続容認に態度を変えた。結局、天皇ヒロヒトが極東裁判の戦犯リストから外されたのも戦勝国による「押し付け」なのであり、「今日もなお天皇の戦争責任は、国際法上、未解決の問題のまま残されている」（憲法研究会編・『それぞれの人権』法律文化社・15章「国民主義と天皇制」）と言える。

●日本に侵略され植民地支配による塗炭の苦しみを強いられた朝鮮・中国など東アジア諸国の民衆は、「天皇の戦争責任」を免除し

た戦後日本の為政者および憲法体制とそれを受容した国民の欺瞞性に対して強い不信感と疑惑・憤怒を抱かざるをえなかった。こうしたアジア諸国民衆の天皇存続に対する不信感を緩和する担保として、再侵略・再軍備を否定して9条が制定されたことは、あながち無視しえない事実である。9条によって、かろうじて国際社会における信頼を回復したとも言える。だが、戦争責任に伴う賠償と補償を行ってきた旧西ドイツとは対照的に（欺瞞に満ちた）日本は、戦争責任問題をあいまいにしたり隠蔽さえして深く問うことを怠ってきた。閣僚の度重なる侵略戦争・植民地支配を正当化する発言を許し、靖国神社参拝や歴史教科書改ざん問題に象徴されるように現憲法の基本理念を骨抜きにしつつ、世界有数の紛れもない軍事力を持つ自衛隊を、9条に違反する筋の通らない「合憲」解釈によって反憲法的に既成事実化することを推し進めてきたのである。こうして「改憲の企て」が徐々に整えられたのである。

●もし「天皇の戦争責任」を免罪せず、徹底して侵略戦争と植民地支配の「負の歴史」に向かい、過去の過ちから二度と戦争の惨禍を繰り返さないという教訓を真摯に学んでいたなら、今日においてもアジアの民衆から不信と怒りを買おうようなことはなかったはずだ。

ところが現状は、改憲の動きに象徴されるように「戦後民主主義」というメッセージがはがれ国家主義の地金が出てきた」（高橋哲哉）との指摘や、「日本は『歴史健忘症』にかかっているのではないか」と韓国やアジア民衆からの指摘にさらされている。過去の侵略の加害行為に正面から向き合わず、9条を隠れみにしてきた「平和憲法」の欺瞞性を不間に付しててきたツケ（負債）が、いま「改憲」という形で回されているのではないか。過去の加害者性を真摯に反省するなら、国家主義をもたらした国民的一体感や愛国心などという危なっかしいものとは一線を引かねばならないのだ。

私たちは、侵略戦争の加害者としての責任や「天皇の戦争責任」を不間に付した戦後平和憲法下の民主主義体制（戦後平和と民主主義）の欺瞞性が、国家主義や国家意識を延命させ、9条の形骸化・再軍備をもたらした要因であると考える。憲法1条から8条の象徴天皇条項があるので、国民的一体感やイデオロギー的統合が育まれ、結果的に国家主義的な（「自虐史観」の払拭を唱えるような）改憲論の下地になってきた。

●「護憲」派もまた「戦後平和と民主主義」を守ってきた、戦争に巻き込まれることに歯止めをかけてきた、と自画自賛し、憲法をドグマ化して国民主義の安逸を貪ることによって、強大化した日米安保と自衛隊に対する警戒心そのものを人々から奪った。それが、94年の旧社会党村山政権時代の自衛隊「合憲」論に歸結したと言える。「天皇の戦争責任」問題を不間に付し平和憲法なるものをドグ

マ化してきた「護憲」派（革新派）の国民主義に浸った欺瞞性、それを逆手にとって「自衛隊は合憲」などという筋の通らない解釈をしてきた「改憲」派（保守派）の国家主義に基づいた欺瞞性、この左右の（護憲派と改憲派の）欺瞞性とあくまでも一線を画した「反改憲」派の主張を鮮明にすることが急務である。

60年代のベトナム反戦運動においても、日米安保軍事同盟の下でアメリカのベトナム侵略戦争に加担していた日本の加害者性をこそ問うべきだと主張した新左翼の反戦運動論に対して、社会党・共産党や「護憲」派は崇高な平和憲法理念を守り戦争に巻き込まれるのを阻止しようという被害者意識におもねることによって、日米安保と自衛隊に対する鬭いから召還していった。こうした現実との乖離を増した憲法擁護の主張に違和感を抱いた労働者・学生は、社共や「護憲」派の偽善性も指弾されねばならないと考えたのである。この時代の反戦運動にとって、欺瞞的な「護憲」は、もっぱら批判の対象でしかなかった。

(3)

護憲派の弱さを補う 反改憲のうねりを

●改憲は自民党にとって「悲願」であり党是であった。にもかかわらず戦後これまで政治日程に乗せることはできないでいた。とりわけ60年安保改定をテコに改憲を実現しようとした首相岸信介の試みは、戦後最大規模の60年安保反対運動の高まりによって打ち砕かれた。その意味で60年安保闘争は、日米安保条約の改定そのものを阻止することはできなかったものの岸信介の改憲の企ては阻んだのである。このことは、当時60年安保闘争の担い手たちがどれほど自覚していたかどうかはともかく再評価されるべきである。日本がアメリカに加担して再び戦争の道に突き進むのではないかという強い危機感が、かつてない大きな鬭いを生み出したのだ。そしてこの安保闘争の巨大なうねりによって自民党や保守勢力は改憲の野望を断念せざるをえなくなったのである。

それ以後、自民党の歴代政権は改憲に踏み込めない状況が続いてきた。憲法9条は「戦争への道」を許さない歯止め「最後の砦」になってきた。ところが94年に社会党の首相村山が自衛隊を合憲であると認めたことで、9条の空洞化、護憲派の劣化は決定的になった。しかも小選挙区制の導入によって保守二大政党制が可能になるという条件が整えられた。「戦後レジームからの脱却」を唱え、07年安倍政権は改憲のための国民投票法を成立させた。こうして改憲が政治攻防の前面に登場したのである。

●戦後憲法の改定をこの60年間一度も許さなかったのは、二度と戦争の惨禍を繰り返さない、戦争はもうたくさんだ、という草の声、世論の力があったからだ。『戦争のできる国』（参戦国化）

への改憲を許さないという労働者民衆の怒りが根強くあったからである。

今こそ60年安保闘争におけるダイナミズムを再び反改憲運動において甦らせる時だ。またしなければならない危機的な時代に私たちには立たされている。一党一派の利害を越え、草の根の大衆運動一政治闘争として、大きなうねりを起こすことができなければ、9条改憲を阻止することはできないのである。

●07年6月3日付東京新聞は、「50年間の憲法論争」と題する社説で、「『戦後レジーム』は戦前の体験に学んで築かれました。教訓を忘れないよう、歩んできた道を振り返りながら未来を見つめ、憲法と向き合いたいものです」と切り出し、次のように述べた。

「改憲の核心である第9条を考えるには、日本でアジアの民衆があの戦争で味わった苦しみ、近隣国の日本を見る目を学ばねばなりません。

いまの憲法がなければ日本がどうなっていたか、世界各地における米国の軍事力行使がどんな結果になっているかも大事な視点です。

施行から60年もたった憲法ですから手当したい部分はあるでしょう。しかし、一時の気分や目先の利害得失だけで論じられてはなりません。政権の都合で規定や解釈を変えるのは立憲主義に反します。

どのような国、社会を築き、国際社会とどう付き合うか、歴史を振り返りながらそれを考え、憲法と正面から向き合いたいと思います。」（07年6・3付東京）

かつて日本が朝鮮・中国を侵略し戦争の道を突き進んでいた時、多くの国民は国と軍隊の言うことを疑わず正しい戦争だと信じ込んでいた。戦争は嫌だという気持ちがあっても何が真実であるかを考えず無関心であったなら戦争に駆り立てられていく、そうした時勢に流されることの怖さを痛感せずにはいられない。

そもそも憲法の理念とは、政治や社会の現状を、理想とする方向に変えていくように努力しなければならない、ということを定めたものである。だから理念と乖離した既成事実（自衛隊が存在し日米安保軍事同盟があること）をもって、理念（9条）を変えてしまえというのは本末転倒でおかしな話なのである。

逆に言うと憲法の理念を実現するという「不断の努力」（憲法12条）を怠り行動が伴わないと、憲法は現実と大きく乖離しいびつな状況を生み出してしまう。それを正そうとする鬭いが大きな力にならなかつたことによって、矛盾は拡大した。また矛盾を矛盾として直視しないでそれを克服せずに建前にすがっていった護憲派は後退した。こうして条文を守ることがすべてであるというような護憲派へのシニシズム（冷笑主義）が醸成された。いかに崇高な理念であったとしても、それを実現しようとする行動が伴わなければ、やがて錆付き劣化して朽ち果てざるをえ

なくなる。

したがって、今まで通りの「護憲」の国民主義的な論理、思考一行動様式を踏襲するような運動をやっていては——また「戦前への回帰」といったオオカミ少年のような時代錯誤の危機感をあおるだけでは——改憲の動きを阻むことはできないのである。

(4) 9条と天皇の 戦争責任の免罪 沖縄の切り捨て

●なぜ天皇は戦犯として裁かれず戦争責任を免罪されてしまったのか。憲法1条と9条はなぜセットなのか。「なぜ？」と聞うことを諦め、その場しのぎで時流におもねた揚げ句に、理念（9条）の劣化を招いたのではないのか。

過去の過ちとどう向き合うのか、という問題は現在でも問われ続けなければならない。過去の過ちを認めて、それを原点に出発したのが戦後日本の憲法であったはずだ。だが、戦後憲法の作成過程で当時日本政府は、天皇の戦争責任の免罪と天皇制維持のために、戦争放棄条項（9条）に同意したのだ。

●そしてGHQのマッカーサーは、9条によって空白となる日本「本土」の防衛は沖縄に米軍基地を確保することで可能だと考えたのである（雨宮昭一『占領と改革』岩波新書）。それゆえ1946年4月の憲法制定のための戦後初の選挙において、沖縄民衆の参政権は停止（剥奪）され戦後憲法体制から「忘れられた存在」であった。戦後憲法の制定過程において沖縄は排除されたのであった。そして72年5・15の「日本復帰」後の現在も、沖縄は日米安保の要石とされ米軍基地の重圧に苦しめられている。誰かを犠牲にして成り立っている「平和と繁栄」は公正だと言えるだろうか。私たちは国家主義の「改憲」か、国民主義の「護憲」か、という閉塞したパラダイムに集約されない「反改憲」のうねりを草の根レベルから創り出さなくてはならない。そのためにも、いわば憲法から「忘れられた存在」であった沖縄の人々や在日の人々、改憲に最も警戒心を抱いているアジアの民衆と連帯することが求められるのである。

●「私は、はっきり天皇制をなくしたいと思っているわけですから、『護憲派』ではありません」と自ら語る高橋哲哉氏（東大教員、NPO前夜共同代表）は、憲法改悪に反対する立場から「護憲派」の弱点、自己欺瞞について次のように指摘している。

「敗戦後の日本の民主勢力、広い意味での革新勢力は、…自らを『護憲派』と呼んできました。しかし私は、従来の『護憲派』には大きな問題があったと考えています。

その一つは、憲法の自由・平等・平和といった民主的諸価値が、敗戦によって転がりこんできたものであり、自分たちの力で獲得したものではないという弱点をこまかく傾向があったことです。（中

略）本来、あの体制は敗戦を待たずに、日本人自身の手によって倒されなければいけなかった。そのことを忘れたか、忘れた振りをして、まるで日本国憲法の民主的諸価値が自分たちの犠牲によって得られたものであるかのように語ってきたところに、従来の『護憲派』のごまかしがあったと思うのです。」（前夜ブックレット②83頁）

「実は9条の出生は1条とセットだった。というのは、まず米国が、マッカーサー司令部が日本の占領統治のために天皇制を利用したいということでした。当時の日本政府からすれば渡りに船だったわけで、両者の合作として象徴天皇制ができた。しかし天皇裕仁の戦争責任追及の声は依然として強く、…そこで、日本の再軍事化はありえない、再武装を禁止するという主旨の9条を入れる必要があった、というわけです。ですから、1条と9条はセットだったというふうに認識する必要があります。そして、その結果九条自体が実は一条を残したことによって蝕まれてきた、空洞化してきたという面を直視することが必要だと思います。」（前夜ブックレット①69頁）

●こうした戦後憲法自体に「内在する矛盾、問題点を自覚できなかった」弱さを戦後日本の鬭いははたしてどこまで克服したのかと自らに問い合わせる必要がある。

第1に侵略戦争の最高責任者・戦争犯罪者であった天皇を免責し象徴的地位（憲法1条）にとどまらせたこと。第2に憲法9条に違反する日米安保と自衛隊の存在を許してきたこと。

この過去と現在における矛盾を矛盾として正そうとしないところに「護憲派」の欺瞞性があり弱さがある。この護憲の弱さを補わない限り、反改憲のうねりは起こせない。

改憲反対の世論を創り大きなうねりにしていくには、1プラス1が2ではなく4にも5にもなりうるという草の根のパワーを生み出すことが決定的に重要だ。社・共のリーダーシップとか統一戦線に期待するだけではだめだ。社・共などの政党や労組にはもはや従来のように運動を引っ張っていくだけの力はない。先導役不在の現状においては、草の根レベルの大衆運動が前面に立ち、それを政党や労組が支えていくという発想の転換が必要だ。古臭い上からの統一戦線ではなく、草の根のうねりを起こさない限り60年安保闘争のように改憲を阻むためのダイナミズムは創れない。草の根のパワーをオーガナイズすること、そのためのイニシアティブこそが今問われているのである。

●「私は、はっきり天皇制をなくしたいと思っているわけですから、『護憲派』ではありません」と自ら語る高橋哲哉氏（東大教員、NPO前夜共同代表）は、憲法改悪に反対する立場から「護憲派」の弱点、自己欺瞞について次のように指摘している。

「敗戦後の日本の民主勢力、広い意味での革新勢力は、…自らを『護憲派』と呼んできました。しかし私は、従来の『護憲派』には大きな問題があったと考えています。

その一つは、憲法の自由・平等・平和といった民主的諸価値が、敗戦によって転がりこんできたものであり、自分たちの力で獲得したものではないという弱点をこまかく傾向があったことです。（中

略）様々な個人・運動体が、そのための政治戦略や大衆行動の方針を共同形成していくプロセスと、相互の差異や相違を理解し多様でありながら力を合わせ「連帯して共に闘う」というネットワークを創り上げていくことである。

私たちが世界の反グローバリズム運動や、新しい社会運動から示唆を得て学んだことは、草の根の連帯やネットワークを創るには、意志の形成や行動方針の取り決めをする場合、その手続き（プロセス）において参加者一人一人が対等・公正に対話し討論することを大切にし、知識人や政党といった知的または政治的な「権威」もある種の「解体」が求められる、ということを基本的な運動一組織の在り方についていることである。もちろん世界社会フォーラムが現実にそなっているかは疑問の余地があり、知的・政治的な運動エリートが事実上会議の場を仕切っていることもたしかだ。一部の知識人や政治エリートの誰かが、大衆に理念や戦略を授ける式の「啓蒙」型や特定の「ボス」が方針を提示するといった格好にするではなく、参加者自らが考え方等に議論し決めていくというスタイルにすべきである。

●「求同存異」という中国のことわざにあるように、それは相手との「異」（差異・相違）がどこにあるのか、どの程度の隔たりなのか、それが分からず相互に理解し合っていないで、どうやって「同」を求めるができるのか、とお互いに相違点を明確にし理解し合うことの大切さを説いている。なぜなら、改憲の企てをどうすれば阻止ができるのか、それを話し合う討論の場自体が、そこに参加する人々の対話を通じた自己教育と「改憲」に対抗するとともに「護憲」というパラダイムに批判的である「反改憲」の思想と戦略を獲得し認識を共有するプロセスになるからである。

それゆえ参加している諸個人や運動体が、互いの立場や見解（の相違・矛盾）を明らかにし相互理解できるように手助けをする一種の「翻訳者」的役割を担う「事務局」や「世話人会」が必要だ。要するにマヌーバー政治やアン・フェアな態度に陥ることのないようにフェアで対等な討論を通じた「意志の統一」に努め、反改憲の世論を形成するイニシアティブを発揮しなければならないのである。そうすることによって、反改憲のうねりを広げ、希望の未来を創ることが可能になる。

私たち新左翼自身、護憲派に比べて反改憲運動の取り組みに歴史的に消極的であったり無関心であったことを捉え返し、「護憲」か「改憲」かというパラダイムを変えるイニシアティブ（創意）を呼びかけ「反改憲」の新機軸（オリジナリティ）を明確にすることが必要だ。かくして「9条改憲阻止の会」は重要な位置と役割を担うであろう。

（4面に続く）

5・15～18沖縄－辺野古・高江・読谷で連帯・交流 沖縄・韓国結び 安保も基地もNO!のうねりを



5月16日辺野古、平和行進団の出発集会

1972年5・15「復帰」から36年、5月15日から18日まで沖縄現地における取り組みに参加。有意義な連帯と交流の場となった。

米軍新基地建設をめぐる辺野古の攻防は、ヘリ基地反対協を先頭とした一步も引かぬ海上阻止行動と座り込みが続いている。この春以降は、本格的な環境影響調査の開始とともに、増強された海上保安庁の船やボートによる妨害が激化しているが、海上での抵抗が屈することなく闘い抜かれている（5月25日には、現地座り込み150日集会が開催された）。

緊迫した状況の中、5月15日には、「琉球再併合36年糾弾！ アジア太平洋における米軍再編反対

闘争の連帯を！ アジアから基地をなくそう沖縄集会」（浦添社会福祉センター主催・5月沖縄行動）が勝ち取られた（後述）。韓国から来た民衆音楽グループ「希望の歌コッタジ」は、熱気あふれる歌を披露して、翌日は辺野古を訪問した。16日の辺野古では、5・15平和行進の隊列とともにキャンプ・シュワブ前をデモ、辺野古で闘う人々とともに新基地建設阻止を誓う。

我々も、辺野古での交流集会から北部の高江に向かう。昨年来、米軍のヘリパッド新基地建設を阻む座り込みテントの現場で激励。17日は読谷村へ、知花昌一さんの案内と解説で、チビチリガマや返



5月18日シンポジウム。新川明、川満新一氏ら。

還された旧米軍施設「象の檻」跡地を巡った。18日には、シンポジウム「来るべきく自己決定権」のために——沖縄・憲法・アジア」（県立博物館・美術館講堂主催・5・18シンポジウム実行委員会）が行われ550人が参加した。

沖縄における自己決定権とは何か。1960～70年代を通じた「反復帰論」を「思想的資源」と位置づけながら、いかに次世代に、また今日の沖縄の状況に継承されてきたのか、また現実に斬り込む実践の武器たりえたのか。

こうした問題意識をベースに第1部は、屋嘉比収さん（沖縄大学教員）の基調講演をもとに、「反復帰論」の中軸的存在であった新

川明さん、川満信一さんを中心とし、文芸評論家の比屋根薰さんが加わりパネル討論。第2部は、沖縄とアジア・憲法、政治展望を、元外務事務官の佐藤優さんの基調講演をもとに、中国社会科学院研究員の孫歌さん、朝鮮文学専攻の崔真碩さん、松島泰勝さん、仲里効さんが討論。さらに闘いの現場から、真喜志好一さん、安次富浩さん、高江の現場、沖縄連帯の仲間よりよりアピールがなされた。新基地建設、歴史教科書、米軍犯罪と、噴出する沖縄の怒りと抵抗と結び、米軍再編と対決し、安保も基地もいらない広範な大衆行動をつくりだそう。（4月6日には、辺野古実の呼びかけで防衛省

を人間の鎖で包囲する行動が550人の結集で闘われた）。

以下5・15集会の発言から。

「この10数年間に培われた韓国との連帯を軸に、アジアの視点を大切にしながら沖縄民衆の思いを表現する必要がある」（西尾市郎牧師・呼びかけ人あいさつより）

「女性の人権は沖縄では戦後ずっと踏みにじられてきた。同時に私自身、朝鮮人軍夫の問題に取り組むことで自分たちの加害の問題を意識化してきた」（安里英子さん・行動する女たちの会）

「この1年、辺野古で明らかになったことは、誤った国策とは民衆を騙すことだった。私たちは現場の闘いをもって国策を正してゆかねばならない」（安次富浩さん・ヘリ基地反対協議会）

「韓国と沖縄の反戦・反核・反基地運動は、連帯をより深くする共通の目標を持っている。すべての米軍核施設の撤去と劣化ウラン弾の廃絶を実現したい」（李時雨さん・韓国フォトジャーナリスト）

「沖縄を『左翼最後の砦』だと呼ぶしている新しい歴史教科書をつくる会の沖縄戦の歴史歪曲の策動を許さずに、『大江・岩波』裁判に取り組む」（山口剛史さん・平和教育をすすめる会）

「靖国はヤマトの問題ではない。教科書裁判と密接に関わる。自由主義史観の連中の狙いを暴き、靖国訴訟の意味を今こそ突きつけよう」（金城実・彫刻家 まとめのあいさつより）。

4・30全都野宿労働者メーデー 貧困・社会的排除に抗して団結を

4月30日、全都野宿労働者メーデーが成功（主催・4・30メーデー実行委員会）。会場の新宿・柏木公園には、山谷・隅田川・上野・渋谷・新宿・池袋・中野・三鷹・三多摩と、全都各地で共同炊事やパトロールをともに取り組んできた仲間や支援者約250人が結集した。各地からのアピール、連帯メッセージを経て、都庁へ向けたデモに出発。創意工夫を凝らしたプラカードや大人形などが通行人の注目を集め、貧困、排除を許すな！ 路上から居住権、生存権を！ の声が都庁に響きわたった。

「『格差社会』という名の搾取と貧困、夢も希望も奪われた、もうたくさんだ！ このままでは生きられない！ そんな声が巷にあふれるなか、私たちは今日、『生

存権』と『居住権』を掲げてメーデーに立ち上りました」「東京都・産業労働局は、山谷・玉姫職安などで登録する日雇労働者被雇用保険手帳（白手帳）の所持者に支給されてきた『年末一時金』（モチ代）をこの新年度から廃止するという決定を一方的に通告してきました」「スポット派遣（携帯日雇）などの非正規労働や『都市雑業』のはらむ底辺労働に対する権利保障として、『誰でも取れる白手帳』を水路にしながら前進させる時です」。（メーデー宣言より抜粋）

5月23日には、上記の「モチ代」を一方的に廃止した東京都・産業労働局との青空団交が都庁前広場で勝ち取られた。「モチ代」廃止を事前に何の相談も説明もな

く通告し、当日は職安周辺を警察車両で埋め尽くすというやり方は論外だ。その後、争議団／反失業闘争実行委は連続した早朝職安行動で労働者に訴え続けてきた。都の不誠実きわまりない姿勢は、当日の団交の場でも露呈された。とりわけ、城北福祉センター紹介の東京都特別就労対策事業について、本来雇用保険法に基づいて、白手帳の取得と事業者の印紙貼付を指導すべき事が法令違反を促進していたことについても、まったく無自覚にして、日雇労働者の就労の現状も調査、把握していないことなど、怠慢さをさらけだした。団交の継続を通して、分断された日雇労働者の連帯を前進させよう。貧困・失業・社会的排除に抗して、団結して闘おう！



4・30都庁前を行進する全都の野宿労働者隊列

5・3自由と生存のメーデー

5月3日、4回目になる「自由と生存のメーデー」（フリーター全般労組などの呼びかけによる実行委員会）は、例年ない大きな盛り上がりとなった。東京では新宿・大久保地域センターで集会がもたれたが、会場はすぐに超満員になり、外にも大勢があふれた。集会では、札幌や福岡など各地の取り組みの報告もなされ、ユニオン関係から、「持たざる者」、野宿者、反天皇、改憲阻止など、さまざまな戦線から連帯アピールがなされた。集会終了後、サウンドデモを先頭にデモ行進。山谷・渋谷など日雇・野宿者の隊列に、N O V O Xの横断幕も。ユニークなシュプレヒコールやプラカードに飛び入り参加も多く、約900人

がデモ参加し、昨年の2倍に。警察の規制に屈せず、デモは新宿の繁華街に入って、東口ロータリーで解散した。このコースでのデモは、1968年以来というから驚きだが、デモ申請における画期的な成果である。警察権力は2006のように虎視眈々と弾圧を狙っていたが、大衆的結集と全国的な拡がり（大阪、岐阜、熊本、新潟など14カ所）が、跳ね除けたのだ。

暫定滑走路北延伸阻止
市東さんの農地を守ろう

6・8三里塚緊急現地闘争

6月8日(日) PM1:30 成田市東峰
主催 三里塚芝山連合空港反対同盟

結び

●「護憲」ではない——憲法9条改悪阻止を焦点にした——私たちの「反改憲」のコンセプトとは、第1に、過去のナショナリズム・国家主義の過ちを直視し、同じ愚を犯さないために、何千万人という幾多の人命を犠牲にして学んだその「痛苦な教訓」を決して忘れず未来に生かすこと、二度と戦争の惨禍を繰り返すことのない社会を創ること、そのことを基本理念とすることである。

●第2に、改憲の最大の狙いが、グローバリズム・新自由主義の今日の世界に合わせて、グローバル資本の権益を守るために自衛隊の海外派兵一戦争ができる国に日本を「参戦国化」することにあることを暴露し、「グローバリズムに対抗する国境を越えた民衆の連帯」を拠り所にして、国家意識や国民主義を脱しない「護憲」の論理と一線を画した新しい地平で「反改憲」のイニシアティブを創造することである。

檀 渡

(2008年5月)

9条改憲を許さない 6・14フェスタ

●6月14日(土) PM1
会場・日比谷公園小音楽堂
主催・同実行委員会